

平成 25 年度住民税の税制改正のお知らせ

生命保険料控除の改正

平成 25 年度から市・府民税の生命保険料控除が変わります。

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約において「介護医療保険料控除」が新設。適用限度額 28,000 円。これに伴い「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の適用限度額がそれぞれ

28,000 円に変更されます。ただし、生命保険料控除の合計適用限度額 70,000 円に変更はありません。

なお、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約については、「一般生命保険料控除」、および「個人年金保険料控除」とも従来適用限度額 35,000 円が適用されます。

生命保険料控除計算式

新契約に係るもの (平成24年1月1日以後に締結した保険契約)	年間の支払い保険料等	12,000円まで	12,001円～32,000円	32,001円～56,000円	56,001円以上
	控除額	支払い保険料等全額	支払い保険料等×1/2+6,000円	支払い保険料等×1/4+14,000円	一律28,000円
旧契約に係るもの (平成23年12月31日以前に締結した保険契約)	年間の支払い保険料等	15,000円まで	15,001円～40,000円	40,001円～70,000円	70,001円以上
	控除額	支払い保険料等全額	支払い保険料等×1/2+7,500円	支払い保険料等×1/4+17,500円	一律35,000円

退職所得に係る市・府民税の改正

平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当から適用されます。

- ◆退職所得に係る個人住民税の 10% 税額控除が廃止
- ◆勤続年数 5 年以下の法人役員などの退職所得の課税方法について、退職所得控除後の退職所得金額を

2 分の 1 にする措置が廃止（法人役員などには、国会議員、地方議員、国家公務員、地方公務員も含む）

▶詳しくは、税務課（☎ 66・1026）へ。

固定資産税（償却資産）の申告をお忘れなく

償却資産を所有している事業者は、1 月 1 日現在の状況を 1 月 31 日（木）までに申告してください。

【申告はお早めに】

期限直前になると窓口が大変混みますので、早めの申告にご協力をお願いします。

また、地方税ポータルシステム エルタックス eLTAX で電子申告もできますので、ご利用ください。

《償却資産とは》

法人や個人で工場・商店などを営んでいる人で、その事業のために用いている機械・器具・備品などのことです（右表参照）。

▶詳しくは、税務課（☎ 66・1027）へ。

業種の例	課税対象となる主な償却資産の例
各業種共通	パソコン、ルームエアコン、内装・内部造作など、広告塔、ネオンサイン、自動販売機、舗装路面など
製造業	製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包(こんぼう)機など
印刷業	各種製版機および印刷機、断裁機など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、発電機など
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、ボウリング場用設備など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小売業	陳列棚、陳列ケース、日よけなど
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診察ユニット)など
クリーニング業	洗濯機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
不動産貸付業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設などの外構工事、駐車場などの舗装および機械設備など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピーなど

※小型特殊自動車(トラクターや乗用装置付きコンバインなどの農耕作業車、小型フォークリフトなどの小型特殊作業車など)は、軽自動車税の課税対象となります。税務課で登録届出を行ってください。

市制施行 70 周年記念事業検討市民会議から提言を受けました

今年、昭和 18 年の市制施行から 70 周年にあたります。この節目の年に実施する記念事業について、昨年 10 月に市民の皆さんから企画案を募集しました。その内容について 4 回にわたる市民会議での協議を踏まえ、次のとおり提言をいただきました。市では提言をもとに、さまざまな記念事業に取り組んでいきます。

《提言内容（概要）》

舞鶴市は日本海に開け、京都舞鶴港をはじめとして数多くの貴重な資源に恵まれ、それらが全国的に発信されているが、まだまだ知名度が低いことや市民の中でも地域のことを十分につかみきっていないことが課題であると感じられる。多くの人が訪れてみたい、住みたいと思うようなまち“舞鶴”にするためには、外部とのつながりは大変重要なポイントであると考えます。このことから、“海・港の活用”と“交流の推進”を 2 本の柱に事業を展開し、市民にも市外の人々にも大々的に PR することにより、70 年の歩みが次の 10 年に、そしてその先にある 100 年へとつながり、次の世代が輝きと希望を持ち続け

られるまちを目指して、市民と行政が一体となって市全体でまちを盛り上げられるよう次の事業を提案する。

◆舞鶴赤れんがマラソンの開催…国の重要文化財に指定された赤れんが倉庫群の赤れんがパークを発着点としたマラソン大会を開催。種目はハーフマラソンなどのほか、家族で楽しめるお祭りの要素を盛り込む。

◆コミュニティ FM 局の開設…防災にも役立つ市民の情報ツールとして、整備に向けた検討を行う。

◆舞鶴イメージソングを制作…制作した歌をはじめ、既存の楽曲も活用したコンサートを開催する。

◆グルメ&イベントの開催…舞鶴の魅力を市内外に発信するとともに、地元特産品を PR するための催しを実施する。

◆30 年後の舞鶴構想を策定…30 年後(市制施行 100 周年)どんな舞鶴でありたいか市民の夢を聞き施策につなげる。

◆シンボル設置…“赤れんがのまち”など舞鶴をイメージできるもの(モニュメントやイルミネーションなど)を駅前など市の玄関口に設置する。

▶詳しくは、企画政策課（☎ 66・1042）へ。

太陽光発電システムの設置 市の補助は 24 年度申し込み分で終了

1 月から太陽光発電システムの市補助金の受け付けを再開します。

【補助額】 出力 1 *。?あたり 3 万円（上限 12 万円）

※ 24 年度は予算総額 840 万円に達し次第終了します

【対象】 次の要件をすべて満たす人

◇市内で自ら居住する住宅に新たに設置する

◇国の「住宅用太陽光発電導入支援補助金」の交付を受ける

◇市税を滞納していない

【申し込み方法】 国の補助金交付決定後、6 か月以内に専用用紙（生活環境課に備え付け）に必要事項を記入し、関係書類を添えて 3 月 15 日（金）必着で府地球温暖化防止センター（〒604-0965 京都市中京区柳馬場通二条上ル六丁目 283-4、☎ 075・211・8901）へ。3 月 16 日以降は生活環境課で手続を。

《同補助金制度の終了》

昨年 8 月に実施した公開事業評価で「不要」との評価を受けたことに伴い、その存廃について検討した結果、同制度の終了に向けて手続を進めます。

その経過措置として平成 25 年 3 月 29 日（金）までに、国へ「住宅用太陽光発電導入支援補助金」を申し込んだ人を対象とし、平成 25 年度についても市補助金の申請を受け付けます。

【市補助金の対象の有無】

国への申込日	市補助金の対象
3 月 29 日（金）までの場合（当日消印有効）	○
3 月 30 日以降の場合	×

▶詳しくは、生活環境課（☎ 66・1005）へ。

今年もやります！

「舞鶴かき丼」キャンペーン

舞鶴かきグルメキャンペーン協議会（観光協会・府漁業協同組合・社市水産協会）では、プリプリのカキを味わっていただくため「舞鶴かき丼」キャンペーンを展開中。市内 23 店舗で舞鶴かき丼やカキ料理を提供しています。キャンペーン期間は 3 月 31 日（日）まで。



《「舞鶴かき丼」の 3 つの条件》

- ◇舞鶴産のカキ 5 個以上と舞鶴かまぼこを使用
- ◇舞鶴産のカキのプリプリ感を損なわない
- ◇おいしくてまた食べたくなる

《マップを作製》

舞鶴かき丼などが食べられるお店を紹介する「舞鶴かき丼マップ」を作製。観光商業課やまいづる観光ステーションなどで無料で配布しています。

▶詳しくは、観光協会（☎ 75・8600）へ。

